

(第十三部)

第五回 参議院運輸委員會會議錄第二十一号

(三七八)

昭和二十四年五月十八日(水曜日)
午後三時二十四分開会

本日の会議に付した事件

○船舶運賃の船員の給與基準の設定
及び船舶運賃の役員に對する特別
手当の支給に關する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○通訳案内業法案(内閣提出)

○小委員長の報告

○郡山市に測候所設置の請願(第百六
十四号)

○山形測候所設置に關する請願(第
百十八号)(第八百七十三号)

○教習所候補所設置に關する陳情(第
二百五十一号)(第二百八十五号)

○塩釜港修築に關する請願(第百七十
六号)

○羽幌港船入主修築等に關する請願
(第二百二十九号)

○伊万里港修築に關する請願(第百
五十九号)

○函館港頭修築工事促進に關する請
願(第百四十号)

○八幡浜港修築工事促進施行に關する
陳情(第百三十六号)

○小松島港修築工事の補助工事等促進
に關する陳情(第百四十六号)

○汽船頭山丸移動促進に關する請願
(第二百八号)

○機帆船用支線航路機械補充に關する
請願(第二百十号)

○合ヶ鼻燈台設置に關する請願(第
二百九十七号)

○長崎縣佐賀郡田河町港ノ上に燈台設
置の請願(第七百六十一号)

○機帆船海運政策に關する請願(第七
百三十八号)

○長崎縣佐賀郡田河町名嶋に避難港設
置の請願(第七百六十号)

○高知縣の海上輸送に燃料増配の請願
(第七百六十四号)

○運輸省の枕木購入方法に關する請願
(第六百五十七号)

○二俣、佐久間間歇間に鉄道敷設促進
の請願(第九百八号)

○掛川町、御前崎間に國營自動車運輸
開始促進の請願(第九百九号)

○委員(板谷勲助) これより會議
を開きます。先ず船舶運賃の船員の
給與基準の設定及び船舶運賃の役員
に對する特別手当の支給に關する法
律案を議題に供します。これにつきま
して、先ず私から政府の意向を確めて
おきたいと思ひます。これは、昨日の
委員會においても、政府委員の言明を
得たのでありますが、先ず第一に現在
のアメリカ貨物船が定員を二〇%減じ
ておるのであるが、これに伴つて現在
の運賃の増徴に對する定員に
つきましても、これと同様にやつて貰
いたい。という事は要するに早晩こ
の運賃におけるとの船舶が船主
に返る場合においては、やはり同一の
取扱をせねばならぬ關係から、これに
對するところの政府が米貨物船と同様
に二〇%を減ずるといふことをこの際
一つ言明をお願いいたします。

○政府委員(岡田修一君) 只今委員長
からお話のありました運賃の乗組定
員の減少の問題でございますが、米貨
物船につきましては二〇%減を五月一
日から実施しておるのでございます。

○委員(板谷勲助) 今一件政府の
意向を確めておきたいことは、御承知
の通り現在の定期より船につきま
して、輸送料の中に船員費が七千六百七
十一円に規定してあるものであります
が、然るにも拘らず運賃の現在の
船員に對する一万円支給するという
ことになりまして、同運賃に働いて
おる船員が或る時期においては船主
に帰るというところになりますので、
この開きがあるという事は、今申す
ように、船料の中に含んでおるとい
う關係におきまして、將來均衡を保つ
上において政府はできるだけ船料の
中に繰込むというところについての御
努力をお願いいたします。必ず將來補正予算が
出る時期があると思ふのであります
で、現在のところでは船主としてこれ
を賄ひ得る余力がないといふことに
おいても、政府の意向を確めておきま
す。

○政府委員(岡田修一君) 運賃から
船主に拂ひます定期用船料の中に含
れておきます船員の給與標準が、七千
六百七十一円のベースでありますこ
とは、私ども現在の一般賃金水準に比
しまして低きに失する、かように考
へるのでございますが、企業三原則
の建前上、これを直ちに引上げるとい
うことが困難でございます。この給
與の引上げにつきましては、船主側の
企業の合理化或いは乗組定員の減少等
の措置によりまして、適當なる給與
と、かように考へておるのでござい
まして、將來の補正予算におきまして
これを運賃と同額の一万円ベース
に引上げますことは、他の一般的
な経済條件が變つた場合におきまし
ては、或いは考へ得るかも知れませ
んが、現下の経済情勢並びに現在取
られております経済九原則の建前から
いたしまして、非常に困難な点がある
かと存するのでございます。尙私共の方
におきまして、十分船主側のお氣持を
考へまして、研究をして見たいと思
ひます。

○委員(板谷勲助) 尙いま一点
この際確めておきたいことは、船員保
險の問題であります。これは片山内閣
の當時において、閣議の決定によつて
船員行政は一元化すべきものである
という建前からすでに参議院の本會
議において言明しておる問題であり
ます。ところが未だに政府の努力が足
らないものであるか、その後何ら關係
方面に御交渉がないか、そのうちから
保方面の了解を得るならば船員に對

委員會が開かれるといふことでありま
すから、この際政府においては一層の
努力をして、この問題の実現に努力さ
れんことを希望しておきます。更に又
船員保險につきましては、実は厚生と
運輸委員會の合同審査を開いたわけ
であります。その席上におきまし
て、失業保險については一円六十銭が
適當である、又厚生省の政府案とい
つても一円六十銭という原案を出
したところが、關係方面の了解を得
るためにこゝういふ結果になつたとい
うことは甚だ遺憾であります。今後
におきまして、船員、船主の負担が
大きくなるという事は、現在の情勢
においては誠に困難であるから、政府
においてもこの点を一つ向將來にお
いてできるだけ努力をお願いいたします。

それから普通保險につきましては、
この問題について船主側におきまして
も、よう船料にこれが含んでおらんと
いうような關係から、四千四百四十
円を支出せねばならぬという現状にお
きまして、船主においてはそれを支拂
い得るといふ金がないのであります。
併し又一面において運賃に所屬して
おるところの船主側におきまして、
聞くとこゝろによれば、予算がないとい
うようなことであるにも拘らず、こ
の法案が厚生委員會において議決をさ
れたといふことを承知して、非常
に遺憾に考へておるのであります。非
常に、若し今後におきまして、昨日來政
府委員の言明によれば、七千九百円
の予備金があるから、そのうちから保
方面の了解を得るならば船員に對

る保険料並びに船主の余分な負担にな
るところのこの保険料を、それから支
出するといふような言明を得ておるわ
けであります。尚この際その点を確
めておきたいと思ひます。

○政府委員(岡田修一君) 船員保険料
の引上げによります船主の負担にな
ります。只今委員長の説の通り、
四千四百万円余になるわけであり
ます。これを運賃金から交付いた
します。すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した

します。すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した

は、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した

は、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した

は、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した

主の負担となるところの保険料並びに
運賃金に所屬しておるところの船員の
保険料を支拂うといふことを言明され
ておるにも拘わらず、今お話を違ふと
いうことは一体どういふわけですか。

○政府委員(岡田修一君) 昨日海運総
局長官が申されたのは、関係方面の
了解を得るならば、運賃金の予備費か
ら差繰ることができ、その場合には
ございまして、今までの関係方面と折
衝いたしましたところによりまして

は、殆んど殆んど海という状況にあるの
でございまして。尚この上折衝いたしま
して、若しそれが可能ならば勿論私共
としてもその中から差繰することに、聊
かも吝かではないのであります。実
情は望み得ないという状況にあるので
あります。従つて昨日の言明も関係方
面の了解を得るならばという條件の下
にお話したかと思ひます。

○委員(板谷勲助君) この船主に対
するところの問題は別問題としても、
現在政府の機関であるところの運賃金
の船員に対する保険料、これはどうす
るおつもりですか。これはあなたの方で
は、出す金がないといふようなお話が
あつたが、更に七千九百万円の予備金
があるから、この中から出すといふよ
うなことを言つておられるのであるけ
れども、その点は、その中から一体出
し得るのですかどうですか。

○政府委員(岡田修一君) 運賃金の船
員の保険料負担額の増加につきまして
は、先程のお話にありましたように、
米船乗組員の定員の減少等によりまし
て、船員の経費に或る程度の余剰が出
るかと思ひます。従いましてその余剰
から保険料の増額の分を拂えるもの

と、かように考えております。
○委員(板谷勲助君) あなたと押問
答しても隙がないが、併し関係方面
の了解を得るやうに一つ努力されんこ
とを希望いたします。昨日秋山長官は
確かに言明しておるのであります。だ
からそのおつもりで、若し場合によつ
ては秋山長官にこの点を一つ確かめま
す。

小泉君、何かお尋ねがありますか。
○小泉君 昨、昨日欠席いたして
おりまして、今の御趣旨分りません
が、これは重複するかも知れませんが、
先程岡田政府委員のお話による
と、この切替で船主に運賃の運
航運賃並びに人員の削減等によつて、
今委員長の言われたやうな給料並びに
保険料といふやうなものを含んだ経費
は、船主自体で出して貰うより今の段
階では仕方がないといふやうなふうに
私は承知したのですが、その船員
運賃金が直接運賃する船の乗組員とい
うものは、現在の船主に運賃した船より
も相当乗組員数を削減するといふこと
は確定してあつて、それに準じて船
主もやはり削減することができると
うといふお話であるのか、その辺のと
ころをもう一遍伺いたいと思ひので
す。

○政府委員(岡田修一君) 只今の運賃
金に残つてゐる船員の乗組員につい
て、或る率で減少するといふことが確
定してゐて、それを民間の船に及ぼす
のかといふことでございしますが、現
在運賃金において定員減少の確定して
おりますのは、関係方面の指示によ
りまして米船、米貨船の乗組員が約
二〇%減少するといふふうに決まつて
おるのであります。その他の船運輸送

船につきましては先程御答弁申し上げま
した通り、これから研究をいたすつ
もりでございします。従いまして如何な
る率を民間に返した船について削減を
するかといふことは、これは船主協
会と日本海員組合の間の交渉に待つて
おるのであります。目下その交渉が兩
團體の間で行われてゐるやうな次第で
ございします。従いまして運賃金の方で
これだけの定員を減少したから、民間
の方でもそれに右へならえといふふう
には目下決定してゐないのでありま
す。

○小泉君 一つ伺ひますが、
只今のお話で向うから待つて来ておる
船は二〇%減らす。然らざる船はいろ
いろな関係で必ずしもそうは行かない
といふことは承知したましたが、そ
のこちらの船で船運輸送に使つておる
やうな船も或る程度削減するといふこ
とに対しては、政府がそれに関係する
のですか。運賃金自体でその削減をし
るといふことになるのでございしまし
うか。その点もう一度伺ひます。

○政府委員(秋山長官) 船運輸送の船
につきましては、多数の船客を設備の
不完全な船で扱つておられますために、
又強いて減員を必ずしも強行しようと
いうやうな方針は持つておらないので
ございします。尚過剰員がおりますと
ば諸般の他の方の船舶との間の権衡も
ございまして、これは減員しなければ
ならぬと思つております。その間の調
査をして貰つてゐるわけではございま
す。尚これが外置につきましては、勿
論運賃金が当面の責任者でございま
すが、問題が運賃金に關する重大なこ
とはやはり運輸大臣の許可にかかつてお
ります。手算の関係もございしますの

で、運輸大臣はその例外であるといふ
ことを申すことはできないとかように
存じております。
○委員(板谷勲助君) よろしくござ
いますか。

○小泉君 是れ。
○委員(板谷勲助君) 只今岡田政府
委員と質疑應答をやつたのであります
が、第一の要点は、この法案を通すこ
とになれば、運賃金に所屬したる船員
は一万四〇〇〇、然るに民間に返さ
れたところの船員は七千六百七十一
円といふ資金ベース、その差額は相當に
大きい。それを定員減少、或いは修繕
費といつて見たところがその余地がな
い。それから定員の減少をするといふ
ことがこれに並行して伴つて行くとい
うのであります。又將來運賃金の
所屬の船員といふものが早晩民間に帰
つて来るといふことになるのでありま
すから、先ず定員の減少といふことが
米船は二〇%減らす。併し船運船につ
いてはいろいろの事情もありまするけ
れども、原則としてやはりそれに準じ
たる定員の減少をやるといふことでな
ければ、今お話をしようといふこの
一万四〇〇〇と七千六百七十一円の金
の差額が拂えないという結果になる。で
ありますからして定員の減少といふこと
を先ず原則として一つの方針としてや
つて貰ひたいといふことと、それから
又將來このやうな船料に含まざる差額に
ついては適當な時期において、果して
その修繕費或いは償却その他につい
て浮び出し得るかどうかといふことも
疑問でありますから、その際において
は適當にこの補正予算についてそのよ
う船料の引上げを考慮するといふこと
について一つお考えを願ひたいといふ

は、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した

は、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した

は、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した

は、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した

は、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した
ことは、すでにその引上げが決定した

わゆるよう船料に含まざることをの船
から作除料の増額を分を拂えるもの
るがと思ふ。従つてその金額
二〇〇減少するといふように決まつて
おるのであります。その他の船運輸送
はやはり運輸大臣の許可にかつてお
ります。予算の關係もございすの
について一つお考えを願ひたいといふ

ことを、今岡田政府委員に尋ねたわけ
でありましたが、あなたから更にもう
一遍それに対する一つ意見を臨めて置
きたい。

○政府委員(秋山龍憲) 過剰な定員が
ございまして、そのために運航経費が
嵩んでおりますといひますれば、
九原則のもと当然これを制限しなけれ
ばならぬことは当然だと思つておりま
す。

それから向う／＼な都合で、船
料が現在の物價、船料の事情に對して
十分ではないと私共も存じておるわけ
であります。これも九原則のもと予
算編成の方針からいたしまして、今回
も甚だむずかしかつたのでございまし
て、將來ともむずかしい問題だと存
じますが、併し必要ないは正當な
事情に對しましてこれを正當に保障
しなければならぬと考へております
ので、十分御趣旨に副うように努力い
たしたいと考へて存じます。

○委員(板谷助郎) それからいま
一点は船員の保險の問題であります
が、普通保險に對しては今度増額をし
た。ところがこれも船主といひました
ては増額の保險料がより船料に含まれ
ておらない。それから一方運賃に幾
つておるとこの船員におきましては
これは予算がないが、併しなから七千
九百円の予備金があるからして將來
關係方面の了解を得たならば、運賃
の船員に對しても、或いは又船主に對
する保險料についてもこの予備金から
出すといふことを昨日お明されたので
あります。この点をあなたからもう
一遍確かめて置きたいと思ひます。

○政府委員(秋山龍憲) 予算措置が伴
つておりませんの船員保險料が法律

によつて上ることになります。それ
ば、誠に困つた次第でございす。併
しなから法律で一旦決まりました以上
は何としても拂わなければならぬもの
でございすので、これが予算的措
置につきましては關係方面でできるだ
け折衝をいたしまして、合理的解決を
するよう努力いたしたいと思ひま
す。

○委員(板谷助郎) 如何ですか、
外に……

○小野賢吉 私から一点伺つて置きた
いのですが、これは昨日の委員会であ
りましたか、船員の問題について伺つ
たときに、船員が海員組合に属してお
る。こういうふうな御答弁であつた
と思ひます。昨秋來の船員に關する給與
の問題は、御承知の如く種々なる経過
を辿つて來ておるものでありまして、
それがために船員のストライキまで惹
起したといふふうな事例があるわけ
であります。今回のこの措置は船運運
賃の性質から考へまして、暫定的若
しくは経過的な措置のようにも考へら
れますので、從つて當然船運運賃の
予算の範囲内において處理するべき事
柄ではありますけれども、先程海員局
長の御答弁によりまして、当該團體相
互の間において交渉をしてこれが実施
をしなければならぬといふ事例のよ
うにも伺つたのであります。この点
に關して政府におかれても円滑なる実
施をするために十分な御留意を持つて
おられるか。又我々としてもこの法律
案の実施に當りましては円滑なる実施
に對して十分な期待を持ち得るかどう
か、この点についての政府當局の御所
見を伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(秋山龍憲) 運賃所屬の

船員の給與問題につきましては、昨年
の十二月以來非常な大問題として長
い間採りに採らな問題でありますこと
は御承知の通りでございす。そういう
たような過程を通じて、この予算
並びに本法律案が生れて参りましたの
でありまして、これが実施につきまし
ては、非常な責任を感じております
が、又組合側もその意味におきまして
相當の責任を感じておるものであり
まして、私としましては、本法の円
滑なる実施につきましては、殆んど問
題なく行くのではないかとこのことを
心ひそかに確信をいたしておるよう
な次第でございす。

○委員(板谷助郎) 尙この際伺
いますが、新聞に船運管理令を六ヶ月延
ばすといふ記事が出ておつたのです
が、あれは一体どういふのですか。

○政府委員(秋山龍憲) あれは管理令
を六ヶ月延ばすといふ問題でございま
して、船運運賃の根拠法規であります
海運管理令の効力が、今月を以て満
了いたしますので、諸般の事情に鑑み
まして、やはりもう六ヶ月ぐらひは延
長しなければならぬ、かようなこと
になつておるのでございす。

○委員(板谷助郎) あれは別に國
会の同意を得ないでもいいのですか。
ちよつと速記を止めて。

(速記中止)

○委員(板谷助郎) 速記を始め
て。

○委員(板谷助郎) 他に御質疑が
ありませんか。なければ質疑は終了し
たものと見てよろしいでございす
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員(板谷助郎) それでは討論

に入ります。御意見がありましたらば
……別に御意見がありませんければ
討論は終結したものとみなします。こ
れより採決に入ります。原案通り賛成
の諸君の挙手を願ひます。

(全員挙手)

○委員(板谷助郎) 全会一致可決
するものと決定いたしました。委員長
の本會議における口頭報告は慣例によ
り委員長に御一任願ひます。
それでは多數意見者署名を順次願ひ
します。

多數意見者署名
高田 寛 大隅 憲二
前之園喜一郎 飯田精太郎
小野 哲 小泉 秀吉
結城 安次 植竹 春彦

○委員(板谷助郎) 次に通訳案内
業法を議題に供します。何か御質疑は
ありませんか。……それでは質疑は終
了したものとみなします。それではこ
れより討論に入ります。

○高田寛君 通訳案内業の指導取締に
ついては従來内務省令の案内業者取締
規則がありましたが、昭和二十二年
末に失効となつて今日に至つておるの
であります。今日外國より観光客が
多数に入つて來つたります時代にな
つて、向この取締法令がないままに置
くことはできないと考へております。
この際にこの業者の素質の向上を図る
ために、運輸大臣が全國を統一して資
格試験を行い、これに基いて全國の都
道府縣知事が免許を與える制度を打立
てまして、この指導取締の完全を期す
るという、この本法案の趣旨につきま
しては、私は賛成する者であります。
ただこの法律案を見ますと、大分
まだ欠陥があると思ひますので、本員

は通訳案内業法の一部修正案を提出
したいと思ひます。先ずその案文を
朗讀いたします。

第四條に次の一号を加える。
三 第十四條第一項第三号又は第四
号の規定により免許を取り消され
た者で免許を取り消された日から
一年を経過しないもの。

第六條第一項中「受験に際し、他人
を出頭せしめ、受験場に持ちこむこ
とを禁ぜられてゐる物件を持ちこ
み、又は他人の答案をぬすみ見する
よう不正な方法によつて」とある
のを「不正な手段により」と改める。
第十條中「再交付」の下に「若しく
は書換」を加へ「政令」を「省令」
に改め、第二項として次の一項を加
える。2 前項の手数料の額は、三
百円以下の範囲内において省令で
定める。

第十二條中「警察官、警察吏員」を
「当該官吏員」に改め、同條に次
の一項を加える。2 当該官吏員
が前項の請求をするには、その身分
を示す証書を携帯し、通訳案内業の
要求があるときは、これを示さなけ
ればならない。

第十三條第一号中「物品」を「通訳
案内を受ける者のためにする物品」
に改め、同條第二号を次のように改
める。二 通訳案内を強要するこ
と。

三 免許証を他人に貸與すること。
第十四條第一項を次のように改め
る。

通訳案内業者が左の各号の一に該當
するときは、都道府縣知事はその免
許を取り消し、又は期間を定めて營
業の停止を命ずることができる。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられたとき。
二 精神病又は傳染病性の疾病にかつたとき。
三 前條の規定に違反したとき。
四 前号の外その業務に關して不正な行為をしたとき。
同條第二項中「聽聞」を「公開」による聽聞に改める。
第十八條中「第十二條」を「第十二條第一項」に改め、第二項として次の一項を加え、同條を第十九條とする。
2 通訳案内業者の團體が第十五條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その團體の代表者又は管理者を千円以下の過料に処する。
第十七條中「又は免許証を他人に貸與した者」を削り同條を第十八條とする。
第十六條第一号中「受けないで」を「有しないで」に改め、同條を第十七條とする。
第十五條中「且つ、」を「又裁判所に違法な処分を取り消又は変更」に改め、同條を第十六條とする。
第十四條の次に次の一條を加える。
(團體の届出)
第十五條 通訳案内業者の團體は省令の定めるところにより、行政廳に對し、その成立又は解散の届出をしなければならない。
以上であります。この大要を簡単に御説明申し上げますと、先ず第一に、免許の欠格條項に、この免許を取消された者で、その日より一年以上を経過しないものを加えたのであります。それから第二に、この原案には、免許手数料

料等の額の決定を政令に委ねてありますのを改めて、最高限度を本法に規定し、その範圍内で省令を以て定めることとしたのであります。それから第三に、業者に対する禁止行為の規定は、原案は廣範圍に失するもので、社會常識に會うように修正を加えたのであります。それから第四に聽聞を公開するといふことを特に決めたのであります。それから第五には、業者が業務の円滑な提供を圖るために團體を組織することとは十分に予想されるのでありますから、この業者の指導監督上、この種の團體の届出に關する規定を加えたのであります。その他全般に亘りまして、本法案は用語、條文等に相当不十分な点を認められましたので、これを整理いたしましたので、この修正案を作成しました次第であります。
○委員長(板谷勸助君) 只今の修正案に對して外に御意見ありませんか。
○小島壽吉君 修正案に全面的に賛成いたします。
○委員長(板谷勸助君) 外に御意見ありませんか。……それでは討論は終結をいたしました。先ずいま高田君のお述べになりました修正案を議題に供します。修正案に賛成の諸君の挙手を願います。
(総員挙手)
○委員長(板谷勸助君) 全会一致であります。次に修正部分を除いた原案に對する採決をいたします。これに賛成の諸君の挙手を願います。
(総員挙手)
○委員長(板谷勸助君) 全会一致と認めます。それでは修正可決すべきものと決定いたしました。それでは例によりまして委員長長の口頭報告は委員長によりまして御願います。それでは御署名をお願いします。
多數意見者署名
高田 寛 大隅 憲二
前之園喜一郎 飯田精太郎
小野 哲 小泉 秀吉
結城 安次 板竹 春彦
○委員長(板谷勸助君) 御署名漏れはありませんか。……ないと思えます。
○委員長(板谷勸助君) それでは請願委員長の御報告をお願いします。
○飯田精太郎君 請願及び陳情に關する小委員会における審査の結果を御報告申し上げます。
請願第六十四号郡山市に測候所設置に關する請願の要旨は、郡山市に測候所を新設し、地方の産業、防災等に役立たせたいといふことであります。政府當局の答弁によりますと、氣象令予算は今年大幅の縮減を受けたため、郡山市に測候所又は觀測所を新設することは本年度は困難であるが、將來適當な時期に設置したい趣であります。審査の結果、願意は妥當であるから財政の許す限り施設すべきであるとし、内閣に送付するを要するものと全会一致議決いたしました。
次に請願第八十八号及び第八十七十三号山形測候所存置に關する請願、陳情第二百五十一号及び第二百八十五号教員測候所存置に關する陳情は、いずれも当該測候所を氣象台の行政整理の対象から除外し、從來通りに存置せられたいとの趣旨であります。政府當局の説明によりますと、本年度氣象台予算の削減に伴い、或る程度の行政整理を余儀なくされるが、山形測候所は縣廳所在地に位置する重要な測候所であり、請願のごとき心配はないと思わ

れる。又氣象觀測は一定の地点でデータを長期間に亘つてとることを必要とするので、教員測候所は本年度予算削減のため觀測所に格下げせざるを得なくなるかも知れませんが、陳情の趣旨に關する努力したいとのことでありました。審査の結果、いずれも願意妥當と認め、内閣に送付するを要するものと全会一致議決いたしました。
次に請願第七十六号塩釜港修築に關する請願、同第二百二十九号羽幌港船入主修築等に關する請願、同第二百五十九号伊万里港修築に關する請願、同第六百四十号函館港船頭修築工事促進に關する請願、陳情第三百十六号八幡濱港修築工事繼續施行に關する陳情、同第三百四十六号小松島灣接航地帯の補強工事等促進に關する陳情は、いずれも港灣修築に關する請願又は陳情であります。政府當局の説明の要旨を申し上げますと、本年度予算は相當額削減せられた結果、本年度修築計画は昨年度よりも下廻り、当初計画の三分の一程度に圧縮するの余儀なきに至りましたので、修築工事について右請願又は陳情の要請通り実施することは困難であるが、塩釜港については、本年度においては、泊地の浚渫、盛土、エプロンの鋪設を実施する計画であり、羽幌港については、先ず小型船舶の出入に便するよう防波堤高上及び浚渫埋立を実施する計画であり、伊万里港については、一部の浚渫を実施し、函館港については、北防波堤を整備し、八幡濱港については、浚渫埋立を実施し、小松島灣については地盤沈下の復旧工事を急ぐと共に、防波堤工事を行う計画である趣であります。審査の結果、いずれも願意妥當と認め、内閣に送付するを要するものと全会一致議決いたしました。
次に請願第二百十号機帆船用玄海航路擴張充に關する請願、同第二百九十七号、合ヶ鼻燈台設置に關する請願、同第七百六十一号長崎縣佐賀郡田河津ノ上に燈台設置の請願は、いずれも航路擴張設置に關する請願であります。政府當局の説明を総括いたしますと、本年度予算は極度に切りつめられました結果、いずれも本年度においては実施不可能であるが、來年度においては実現できるよう十分考慮したいとのことでありました。審査の結果、いずれも願意妥當と認め、内閣に送付するを要するものと議決いたしました。
次に請願第七百三十八号機帆船海運政策に關する請願の要旨は、國鉄及び汽船の政策運賃と、自主運賃による機帆船の採算運賃の不公平な競争を排除し、又重要物資輸送に必要な燃料の確保等について万全の措置を講ぜられたいといふのであります。政府當局の説明によりますと、現行物價体系維持のため、汽船運賃も亦國鉄貨物運賃も抑置かれたが、事情の許す限り速かに機帆船運賃との調整を圖り、又機帆船燃

料等の額の決定を政令に委ねてありますのを改めて、最高限度を本法に規定し、その範圍内で省令を以て定めることとしたのであります。それから第三に、業者に対する禁止行為の規定は、原案は廣範圍に失するもので、社會常識に會うように修正を加えたのであります。それから第四に聽聞を公開するといふことを特に決めたのであります。それから第五には、業者が業務の円滑な提供を圖るために團體を組織することとは十分に予想されるのでありますから、この業者の指導監督上、この種の團體の届出に關する規定を加えたのであります。その他全般に亘りまして、本法案は用語、條文等に相当不十分な点を認められましたので、これを整理いたしましたので、この修正案を作成しました次第であります。
○委員長(板谷勸助君) 只今の修正案に對して外に御意見ありませんか。
○小島壽吉君 修正案に全面的に賛成いたします。
○委員長(板谷勸助君) 外に御意見ありませんか。……それでは討論は終結をいたしました。先ずいま高田君のお述べになりました修正案を議題に供します。修正案に賛成の諸君の挙手を願います。
(総員挙手)
○委員長(板谷勸助君) 全会一致と認めます。それでは修正可決すべきものと決定いたしました。それでは例によりまして委員長長の口頭報告は委員長によりまして御願います。それでは御署名をお願いします。
多數意見者署名
高田 寛 大隅 憲二
前之園喜一郎 飯田精太郎
小野 哲 小泉 秀吉
結城 安次 板竹 春彦
○委員長(板谷勸助君) 御署名漏れはありませんか。……ないと思えます。
○委員長(板谷勸助君) それでは請願委員長の御報告をお願いします。
○飯田精太郎君 請願及び陳情に關する小委員会における審査の結果を御報告申し上げます。
請願第六十四号郡山市に測候所設置に關する請願の要旨は、郡山市に測候所を新設し、地方の産業、防災等に役立たせたいといふことであります。政府當局の答弁によりますと、氣象令予算は今年大幅の縮減を受けたため、郡山市に測候所又は觀測所を新設することは本年度は困難であるが、將來適當な時期に設置したい趣であります。審査の結果、願意は妥當であるから財政の許す限り施設すべきであるとし、内閣に送付するを要するものと全会一致議決いたしました。
次に請願第八十八号及び第八十七十三号山形測候所存置に關する請願、陳情第二百五十一号及び第二百八十五号教員測候所存置に關する陳情は、いずれも当該測候所を氣象台の行政整理の対象から除外し、從來通りに存置せられたいとの趣旨であります。政府當局の説明によりますと、本年度氣象台予算の削減に伴い、或る程度の行政整理を余儀なくされるが、山形測候所は縣廳所在地に位置する重要な測候所であり、請願のごとき心配はないと思わ

れる。又氣象觀測は一定の地点でデータを長期間に亘つてとることを必要とするので、教員測候所は本年度予算削減のため觀測所に格下げせざるを得なくなるかも知れませんが、陳情の趣旨に關する努力したいとのことでありました。審査の結果、いずれも願意妥當と認め、内閣に送付するを要するものと全会一致議決いたしました。
次に請願第七十六号塩釜港修築に關する請願、同第二百二十九号羽幌港船入主修築等に關する請願、同第二百五十九号伊万里港修築に關する請願、同第六百四十号函館港船頭修築工事促進に關する請願、陳情第三百十六号八幡濱港修築工事繼續施行に關する陳情、同第三百四十六号小松島灣接航地帯の補強工事等促進に關する陳情は、いずれも港灣修築に關する請願又は陳情であります。政府當局の説明の要旨を申し上げますと、本年度予算は相當額削減せられた結果、本年度修築計画は昨年度よりも下廻り、当初計画の三分の一程度に圧縮するの余儀なきに至りましたので、修築工事について右請願又は陳情の要請通り実施することは困難であるが、塩釜港については、本年度においては、泊地の浚渫、盛土、エプロンの鋪設を実施する計画であり、羽幌港については、先ず小型船舶の出入に便するよう防波堤高上及び浚渫埋立を実施する計画であり、伊万里港については、一部の浚渫を実施し、函館港については、北防波堤を整備し、八幡濱港については、浚渫埋立を実施し、小松島灣については地盤沈下の復旧工事を急ぐと共に、防波堤工事を行う計画である趣であります。審査の結果、いずれも願意妥當と認め、内閣に送付するを要するものと全会一致議決いたしました。
次に請願第二百十号機帆船用玄海航路擴張充に關する請願、同第二百九十七号、合ヶ鼻燈台設置に關する請願、同第七百六十一号長崎縣佐賀郡田河津ノ上に燈台設置の請願は、いずれも航路擴張設置に關する請願であります。政府當局の説明を総括いたしますと、本年度予算は極度に切りつめられました結果、いずれも本年度においては実施不可能であるが、來年度においては実現できるよう十分考慮したいとのことでありました。審査の結果、いずれも願意妥當と認め、内閣に送付するを要するものと議決いたしました。
次に請願第七百三十八号機帆船海運政策に關する請願の要旨は、國鉄及び汽船の政策運賃と、自主運賃による機帆船の採算運賃の不公平な競争を排除し、又重要物資輸送に必要な燃料の確保等について万全の措置を講ぜられたいといふのであります。政府當局の説明によりますと、現行物價体系維持のため、汽船運賃も亦國鉄貨物運賃も抑置かれたが、事情の許す限り速かに機帆船運賃との調整を圖り、又機帆船燃

から第二に、この原案には、免許手数料

りまして委員長の前報告は委員長に

あり、請願のごとき心配はないと思わ

いずれも願意妥協と認め、内閣に送付

帆船運賃との調整を図り、又帆船船料

料の確保は極めて困難な状況にあるが、請願の趣旨に副うよう努力することであり、審議の結果願意は適当と認め、内閣に送付するを要するものと全会一致議決いたしました。

次に請願第七百六十号長崎縣佐賀郡田河町名鶴に避難港設置の請願は、名鶴周辺には魚族、海「も」が豊富であるため、漁船の去來頻繁であるが、同島が支海のただ中にあるため漁民漁船の遭難が多いから、避難港を築設せられたいというのであります。審議の結果、願意は妥協と認め、内閣に送付するを要するものと全会一致議決いたしました。

次に請願第七百六十四号、高知縣の海上輸送に燃料増配の請願でありまして、その願意は高知縣は地勢上交通運輸に恵まれず、陸上運輸は貨車廻り不足のため荷貨多く、海上輸送も燃料割当の削減により出帆回数減少し、産業発展に支障を来しているから、毎日出帆可能な所要燃料油を増配せられたいということであり、政府当局の説明によりますと、交通船は民生安定上重要な輸送機関であるから、所要燃料の確保については十分努力したいとのことであり、審議の結果、願意は妥協と認め、内閣に送付するを要するものと全会一致議決いたしました。

次に請願六百五十七号運輸省の枕木購入方法に関する請願、請願の要旨は、現在北海道には政府の生産計画に基いて、業者が多量の枕木を拂つて確保した九十六万本の枕木（内二十五万本は引渡済）が保管されており、これに投資された金額も二億一千万円に達しているから、速かに適切な措置をとつて欲しいというのであります。本件

につきましては、政府当局におきましても、その善後策に際し、業者の損害を最小限度に止めるよう努力している点が十分認められましたし、小委員会におきましても願意は妥協と認めました。

請願九百八号二俣・佐久間両駅間に鉄道敷設促進の請願、請願の要旨は、本区間は昭和十九年度に着手して同二十三年度に完成の計画であつたが、未だに着手されないから、速かに敷設して欲しいというのであります。小委員会におきましては沿線の森林、鉱山資源の開発と水力電源の開発を促進する意味で願意を妥協と認めました。

請願九百九号掛川町、御前崎間に國營自動車運輸開始促進の請願、請願の要旨は、御前崎港の改修築港工事が施行せられるので、掛川御前崎間に國營自動車の運輸を開始して欲しいということであり、小委員会におきましては願意を妥協と認めました。

國營自動車の拂下げ反対に関する請願及び陳情が第四百二十四号國營バス南予線拂下げ反対に関する請願外二十五件提出されておりますが、いずれも政府が先般財政調整のため國營自動車の拂下げをする用意がある旨発表した後の請願、陳情であります。然るに政府の國營自動車拂下げに関する方針は、未だその時期、方法等につき必ずしも明確でないであります。政府においても今後かかる民衆に反響の多い方針を発表する場合は慎重な態度をとつて欲しいのであります。

尙小委員会におきましては本件外二十五件の請願及び陳情は政府の方針が明確となるまで審査を留保することといたしました。

以上請願十七件、陳情四件は審議の結果、願意は妥協と認め、全会一致速かにこれを内閣に送付を要するもの議決いたしました。御報告申し上げます。

○委員長（板谷勲助君） この請願委員長の報告の通り採択することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○委員長（板谷勲助君） それでは満場一致採択することに決定いたしました。

では本日はこれにて散会いたしました。明日は十時から開きます。

午後四時二十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 板谷 勲助君

理事 小泉 秀吉君

委員 小野 哲君

大隅 憲二君

飯田 精太郎君

高田 寛君

結城 安次君

政府委員 運輸政務次官 加藤 常太郎君

運輸事務官 加賀山之雄君

運輸事務官 秋山 龍君

運輸局長 岡田 修一君

昭和二十四年六月九日印刷

昭和二十四年六月十日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局